

## 税源移譲のあり方等を巡る論議の状況

(神奈川県総務部税務課作成)

区分	地方六団体 「国庫補助負担金に関する改革案」 (平成 16 年 8 月 24 日)	地方六団体 「国庫補助負担金に関する改革案(2)」 (平成 17 年 7 月 19 日)	新地方分権構想検討委員会 「豊かな自治と新しい国のかたちを求めて」 (平成 18 年 5 月 8 日)	政府・与党 「三位一体の改革について」 (平成 16 年 11 月 26 日)	政府・与党 「三位一体の改革について」 (平成 17 年 11 月 30 日)	2005 年民主党マニフェスト (平成 17 年 8 月 29 日)
規模	総額 8 兆円 《第 1 期改革》(平成 18 年度まで) 所得税 個人住民税 3 兆円 《第 2 期改革》(平成 19~21 年度) 消費税 地方消費税 3.6 兆円 《第 1 期及び第 2 期を通じた改革》 道路目的税である揮発油税の一部(税込見込みの 50%)の地方譲与税化 1.4 兆円	《第 1 期改革》(平成 18 年度まで) 所得税 個人住民税 3 兆円	9.8 兆円 消費税 地方消費税 3.6 兆円 所得税 個人住民税 6.2 兆円 (神奈川県総務部税務課試算)	所得税 個人住民税 3 兆円	所得税 個人住民税 3 兆円	5.5 兆円
考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方が担うべき事務と責任に見合った税源配分の実現を目指し、基幹税により国から地方に税源を移譲する。【8兆円程度】</li> <li>第 1 期改革(平成 18 年度まで)では、<u>所得税から住民税へ個人住民税を 10%比例税率化</u>。【3兆円程度】</li> <li>第 2 期改革(平成 19 年度~21 年度)では、<u>消費税 5%のうち地方消費税分を 1%から 2.5%に引き上げ</u>。【3.6兆円程度】</li> <li>第 1 期及び第 2 期を通じた改革として、<u>道路目的税である揮発油税の一部(税込見込みの 50%)の地方譲与税化について検討</u>。【1.4兆円程度】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 18 年度までの第 1 期改革においては、「基本方針 2005」を踏まえ、<u>個人住民税所得割の 10%比例税率化により、所得税から住民税へ 3 兆円規模の税源移譲を確実に実施する</u>。</li> <li>平成 19 年度以降も第 2 期改革として、消費税を含めた基幹税により、税源移譲を積極的に進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>偏在性の少ない居住地課税である地方消費課税と個人住民税の充実強化を図る(<u>消費税：地方消費税 = 2.5 : 2.5、所得税 個人住民税所得割へ 10%フラット化 + 3%</u>)。</li> <li>地方税は地域偏在性が比較的少ない税目構成とし、地方共有税(地方交付税)の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成となるようにする。</li> <li><u>国税と地方税の税源配分 5 : 5、将来的には 4 : 6 となるように税源移譲を行うべきである</u>。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 16 年度に所得譲与税及び税源移譲予定特例交付金として措置した分を含め、概ね 3 兆円規模を目指す。</li> <li>この税源移譲は、所得税から個人住民税への移譲によって行うものとし、個人住民税所得割の税率をフラット化することを基本として実施する。</li> <li>あわせて、国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行う。</li> <li>また、地域間の財政力格差の拡大について確実な対応を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>税源移譲は、これまでの国庫補助負担金の改革の結果を踏まえ 3 兆円規模とする</u>。</li> <li>この税源移譲は、平成 18 年度税制改正において、所得税から住民税への恒久措置として行う。</li> <li>平成 18 年度予算においては、税源移譲額の全額を所得譲与税によって措置する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>税金の使い道を地域が自らの責任で決められるように、抜本的な税財源移譲を行う。</li> <li>第一段階として、約 20 兆円の補助金のうち、<u>国が責任を持つべき事業(生活保護など)に係わる補助金以外の約 18 兆円を原則廃止し、3 年以内に 5.5 兆円を税源移譲し、12.5 兆円を一括交付金に改める</u>。</li> <li>第二段階では、<u>国と地方の役割分担を「補完性の原則」に基づき明確にした上で、一括交付金を財源とし、さらなる税源移譲を進める</u>。</li> </ul>

区分	構想日本 「地方交付税制度」等の長期的なあり方」(平成17年8月)	新しい日本をつくる国民会議(21世紀臨調) 「提言第5弾」(素案) (平成18年3月)	神奈川県 「財政健全化への基本方策」 (平成17年3月31日)	神奈川県地方税制等研究会 「地方税財政制度のあり方に関する報告書」 (平成17年12月27日)	
規模	〔税目の入れ替え〕 法人住民税 } 国税 7兆円 法人事業税 } 消費税 地方税 10兆円	《第2期改革》(平成19年度~21年度) 〔税源移譲〕5兆円 消費税 地方消費税 3.9兆円 自動車重量税を地方税に 1.1兆円 〔一部入れ替え〕 消費税 法人住民税 2.6兆円	9兆円超 所得税 個人住民税 3兆円超 消費税 地方消費税 6兆円	( )〔税源移譲〕6.6兆円 所得税 個人住民税 3兆円 消費税 地方消費税 3.6兆円 〔税源交換〕5.6兆円 所得税 個人住民税 5.6兆円  法人税 { 法人住民税 2.8兆円 法人事業税 2.8兆円	( )〔税源移譲〕6.6兆円 所得税 個人住民税 3兆円 消費税 地方消費税 3.6兆円 〔税源交換〕4.5兆円 所得税 個人住民税 4.5兆円  法人税 { 法人住民税 2.8兆円 法人事業税 1.7兆円
考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構造的な税収格差を縮小し(交付税による調整の必要性を小さくし)自治体の財政の自立度を高めるためには、格差が比較的大きい税を国税に、格差が比較的小さい税を地方税とする。</li> <li>・ <u>地方税において税収格差が大きい法人住民税や法人事業税(平成17年度で約7兆円)を国税とし、法人諸税は全て国税とする。</u></li> <li>・ <u>一方、税収格差が小さい消費税(国税分、平成17年度で約10兆円)を全て地方税とする。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国と地方の対等な関係を財源で示す上でも、まず第一段階として、<u>国：地方の税源構成を速やかに1：1とすべき。</u></li> <li>・ そのためには、第1期改革の3兆円の税源移譲に引き続き、<u>さらに約5兆円の税源移譲が必要</u>である。</li> <li>・ 税源移譲に当たっては偏在が拡大することがないように、偏在性が少なく安定性が高い基幹税を中心とした税目の移譲を図るべき。</li> <li>・ 地方税の課税種別のバランスから消費課税の充実強化を進めるべき。</li> <li>・ 道路特定財源についても、地方の実情に応じて道路整備を進められるよう、地方への移譲を進めるべき。</li> <li>・ 併せて、地域偏在の大きい地方税の税目を国税に振り替える措置をセットで行う。</li> <li>・ 具体的には、交付税の対象税額について、国税の消費税の1%分(約2.6兆円)とほぼ同額の地方税の法人住民税(法人税割)を入れ替える措置と、消費税から地方消費税への1.5%(約3.9兆円)の地方への移譲を併せて行う。これによる消費税から地方消費税への移譲自体は2.5%(約6.5兆円)となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国と地方の事務配分の現状を考えると、現在論議されている税源移譲規模では不十分であり、今後、より一層の移譲規模の拡大が必要である。</li> <li>・ 個人住民税所得割の10%比例税率化により、所得税から住民税へ3兆円を移譲する。</li> <li>・ 地方の総意である、地方消費税の税率を1%(国4%)から2.5%(国2.5%)に引き上げると共に、実際の仕事量に見合うよう、更に地方分を1%引き上げる。(1%引き上げ=2.4兆円)</li> <li>・ 地方道路譲与税の譲与基準について、自動車保有台数やガソリン販売量に変更するなど、税負担と道路の利用実態に見合った税配分とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回の改革分である所得税から住民税への税源移譲3兆円に加えて、消費税から地方消費税へ税率1.5%相当分の3.6兆円、合わせて6.6兆円を国から地方へ税源移譲する。</li> <li>・ 同時に、所得税から住民税への税源移譲を、フラット化の税率10%にさらに5%上乗せ(5.6兆円)し、その一方で、地方の法人住民税全額(2.8兆円)と法人事業税の一部(2.8兆円)から国の法人税へ逆の税源移譲を行い、個人所得課税と法人所得課税との税源交換を行う。</li> <li>・ これによって、住民税は15%のフラット化となり、低所得者層は個人住民税だけを負担することになる。その反対に、所得税には累進部分だけが残ることとなるが、この累進部分については、国において所得再分配の原資として活用する。</li> <li>・ また、景気変動の影響を受けやすく、地域間の偏在が強い法人関係税については、地方の応益負担となる外形標準課税相当分を地方に残して国へ移譲され、これも、国において所得再分配の原資として活用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同時に、所得税から住民税への税源移譲を、フラット化の税率10%にさらに4%上乗せ(4.5兆円)し、その一方で、地方の法人住民税全額(2.8兆円)と法人事業税の約半分(1.7兆円)から国の法人税へ税源移譲を行い、個人所得課税と法人所得課税との税源交換を行う。</li> <li>・ これによって、住民税は14%のフラット化となり、所得税の累進部分の比重が高まることになり、この部分は、国において所得再分配の原資として活用する。</li> <li>・ また、法人関係税については、地方の応益負担となる外形標準課税相当分として、法人事業税の約半分(1.9兆円)を地方に残して、残額を国へ移譲し、国において所得再分配の原資として活用する。地方に残る法人事業税については全て外形標準課税とする。</li> </ul>

